

平成22年度請負事業等における重大災害の発生状況(概要)

平成25年3月31日現在

番号	局	署等	事業	種類	発生年月日	性別	年齢	従事作業
2 3	中部	富山	治山		H22.7.21	男 男	58 69	玉石コンクリート堰堤補修工

【災害の概要】
 7/21 当日は、被災者2名(A、B)と現場代理人C、トラック運転手D(下請)で玉石コンクリート堰堤補修工事に従事していた。被災者Aは、ブレーカにより補修堰堤の上部で既設堰堤の右岸部分のコンクリート取り壊し、被災者Bは、バックホーにより補修堰堤の下部で取り壊されたコンクリートの片付け及び左岸の回排水路掘、トラックへの積み込み作業を行っていた。9時20分頃、右岸上方から岩盤等が幅約14m、高さ約33m崩壊し、被災者A、Bは崩落した土石の下敷きとなった。11時頃、2次災害に注意しながら、魚津警察署等が救出作業を開始した。12時45分頃、大型のバックホーが現場に到着し、現場にあったもう1台とともに下敷きとなっている被災者A・Bの救出を開始したが、崩落した岩石等が多く作業が難航し、18時に警察の判断でこの日の救出作業を打ち切った。

7/22 専門家の助言を受けながら8時から魚津警察署等による救出作業開始。被災者Aの救出のため家族の了解を得て16時35分頃、岩を発破で爆破し17時17分頃、被災者Aを收容し、魚津警察署の司法解剖で死亡が確認された。なお、18時に警察の判断でこの日の救出作業を打ち切った。

7/23 8時から魚津警察署等による被災者Bの救出作業開始。埋まっているバックホーのキャビンを切断等し救出を試みるも救出ができず、16時55分に警察の判断でこの日の救出作業を打ち切った。

7/24 8時から魚津警察署等による被災者Bの救出作業開始。被災者Bが埋まっているバックホーの上にある岩に発破をかけ、重機により土砂の除去作業を行い埋まっていたバックホーを安全な場所に引き出し、17時頃、被災者Bを收容し、魚津警察署の司法解剖で死亡が確認された。

【災害の原因・留意事項】
 作業箇所及び周辺の地山について、その日の作業開始前に点検を行うこと。



平成22年度請負事業等における重大災害の発生状況(概要)

平成25年3月31日現在

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年 月 日	性別	年齢	従事作業
4	近中	石川	治山		H22.9.13	男	61	山腹工(鋼製 枠土留工の清 掃作業)

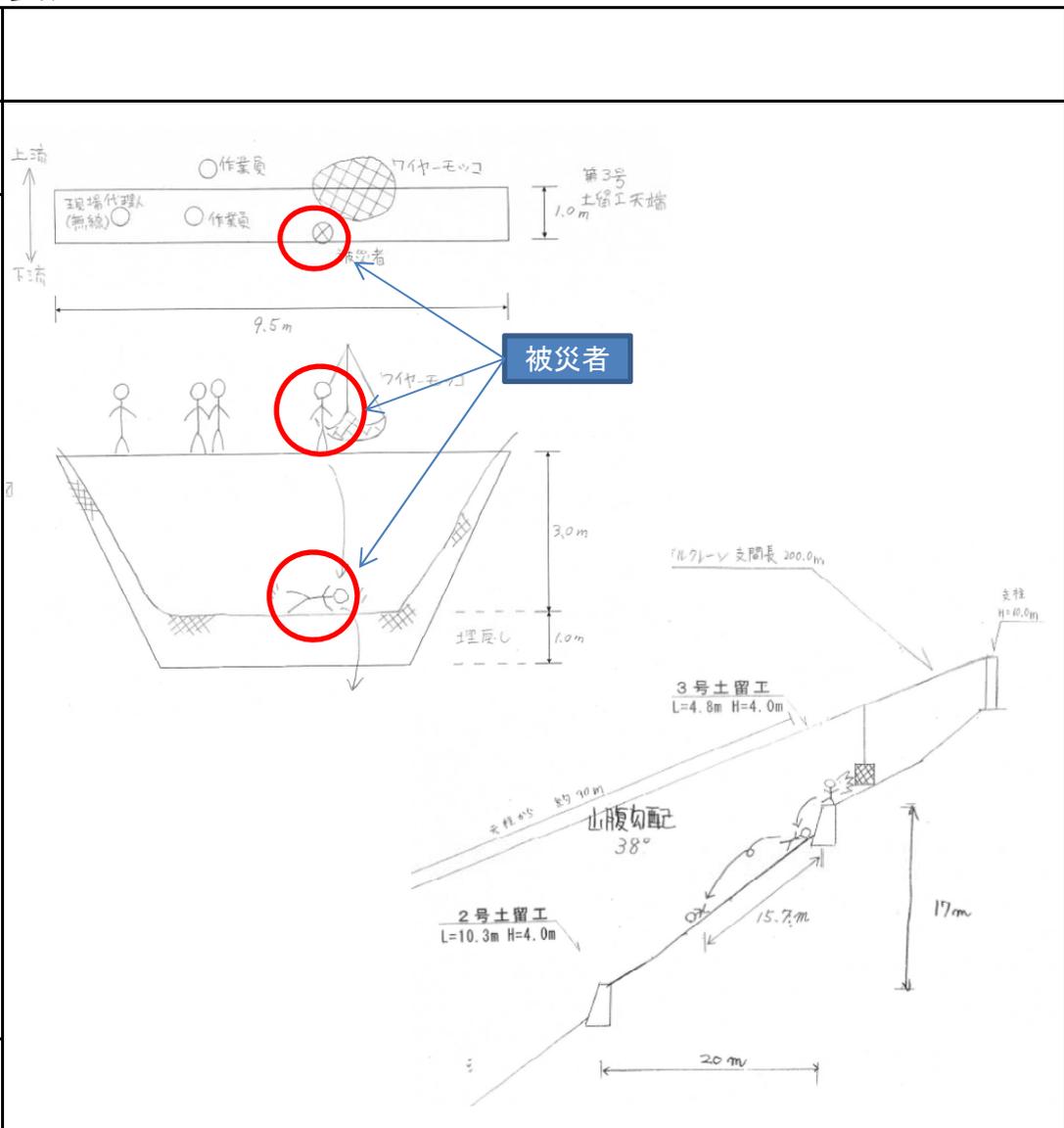
【災害の概要】
 当日、被災者は、現場代理人、同僚3名とともにNO.3鋼製枠土留工の片付け作業に従事していた(被災者は、No.3鋼製枠土留工を清掃、その他の4名は残った資材等の撤去作業(1名はケーブルクレーンの操作)に従事)。残った資材等を資材置場に下ろすためにワイヤーモックに入れてケーブルクレーンで吊り上げようとした際、退避しようとしていた被災者にワイヤーモックがあたり、土留工天端から転落し、斜面を15.7mすべり落ち、背中を打撲、右手首を骨折、額を挫創(出血)しているが意識ははっきりしていた。

午後3時15分頃、移送を開始、No.2鋼製枠土留工まで移送したが、被災者が激しく痛みを訴えたこと、急傾斜で通常のタンカでは移送が困難なため、レスキュー隊の到着を待つこととした。

午後5時頃、レスキュー隊により被災者を約100m(高低差30m)下まで移送し、待機していた救急車で現地を午後5時35分頃出発し、午後7時10分頃、福井県勝山市の福井社会保険病院に到着。病院で待機していた会社の役員が、担当医師から意識不明、危篤状態である旨の説明を受ける。

午後8時17分頃、家族・警察立会のもと死亡が確認された。

【災害の原因・留意事項】
 立ち入り禁止箇所への周知、荷掛作業時の安全な箇所への確実な退避、確実に安全を確認した上での合図の実施。



平成23年度請負事業等における重大災害の発生状況(概要)

平成25年3月31日現在

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
2 3	関東	大井川 治山セン ター	治山 (民直)		H23.9.23	男 男	61 69	治山運搬路の不 陸直し(崩土除去) 被災者の救助

【災害の概要】

当日、8時30分頃から台風15号による崩落等の状況を被災者Aを含めた現場代理人と同僚の4名で確認を行っていた。

10時頃、崩土があり、これ以上車で進めないため現場代理人と同僚1名は奥の東河内治山現場へ、他の1名は田代治山現場へ徒歩で向かい、被災者Aは現地に残りホイローダで治山運搬路の崩土除去作業を開始した。

15時30分頃、現場代理人等3名は崩土箇所へ戻ってきたが、被災者Aがいないので重機仮置き場まで行ったがホイローダが見当たらないことから、治山運搬路へ戻り探したところ、16時10分頃、運搬路から50m下にホイローダのバケットが見え、その横に被災者Aを発見した。

現場代理人は会社へ災害発生を連絡し、会社から静岡中央警察署井川交番に連絡し、救急車の出動を要請した。

17時頃、井川交番の警察官が現地に到着し、被災者Aが死亡していることを確認した。その直後救急隊員が到着した。

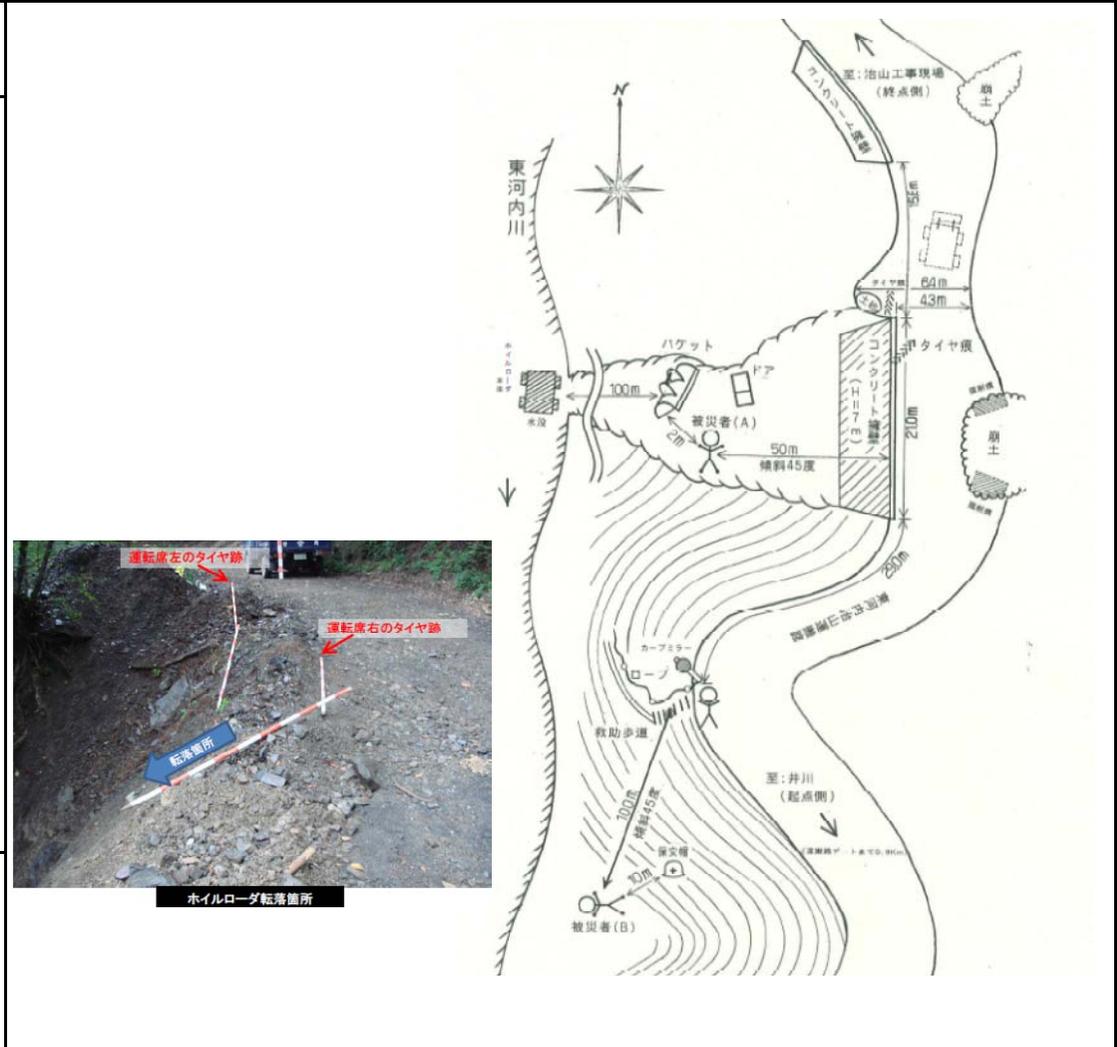
18時20分頃、被災者Aの救助開始直後に、災害発生を聞いて自宅から救急活動に加わった同僚(被災者B)が、救助歩道(治山運搬路から数段下りたところ)から100m転落し、18時25分頃、井川交番の警察官が死亡を確認した。

その後、静岡市千代田消防署救急隊のレスキュー3名が加わり、20時頃に被災者Aを、22時頃に被災者Bを救助し、23時頃両名は井川交番に運ばれ、26日に静岡県立静岡総合病院で検死が行われた。

【災害の原因・留意事項】

車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に機械を誘導させること

墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある時は、手すりの設置や労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずること。



平成23年度請負事業等における重大災害の発生状況(概要)

平成25年3月31日現在

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
4	四国	四万十	林道		H23.10.7	男	41	法面掘削作業 (現場代理人としての監督業務)

【災害の概要】

当日被災者は、現場代理人として法頭部の既設歩道上で法面掘削作業の監督を行っていた。

法面掘削作業の監督を終えた被災者は、16時20分頃、近くで作業していた同僚Aに親綱の後片付けを指示し、下山のため法頭部の既設歩道(幅員約60cm)を歩行していたとき、同僚Aから約13m離れた地点で、何らかの原因で下方の作業道に滑落した(法頭部の既設歩道より作業道まで傾斜約73度、傾斜距離約14m、直高約13m)。

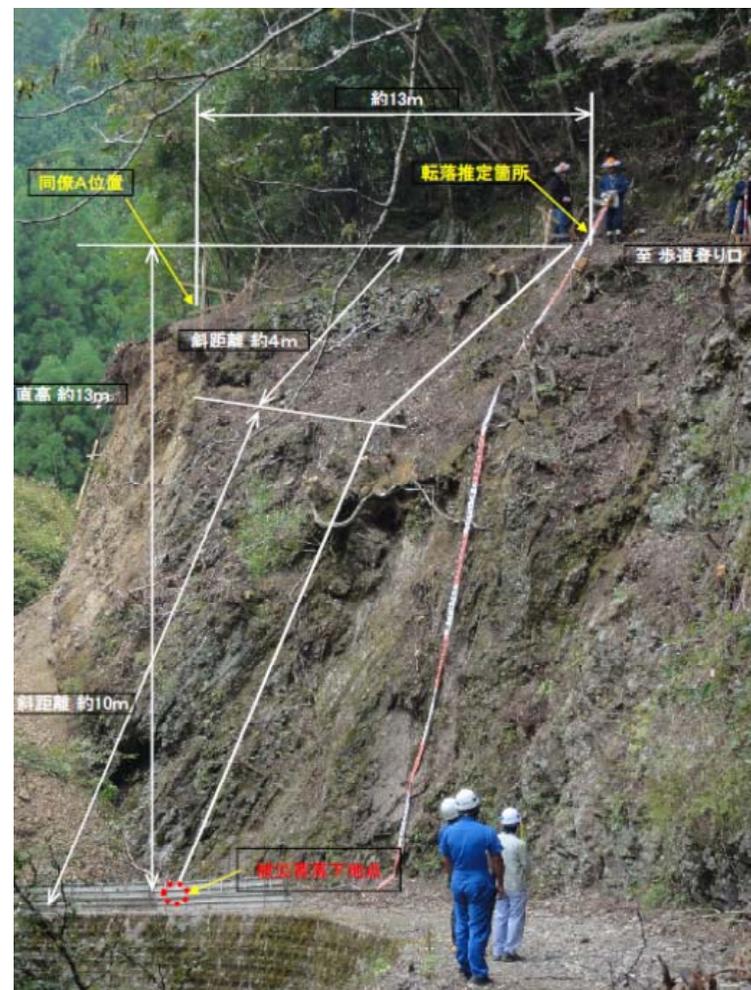
その際、滑落している被災者を目撃した同僚Aは、作業道にいた同僚Bに災害の発生を伝え、同僚Bは直ちに携帯電話通話可能地点から、16時27分頃本社に連絡した。連絡を受けた本社は、高幡消防組合に救急車及び防災ヘリを要請し、救急車が災害現場に向かう途中で救急隊員から防災ヘリの出動を要請した。

防災ヘリは17時28分頃に災害現場に到着し、被災者を收容した17時46分頃現地を出発し高知医療センターへ搬送した(この時点で意識あり)。

高知医療センターでの診察・治療において、全身を強く打っており内出血していることが判明し、集中治療室で救命処置を行ったが、10月8日6時49分に医師により死亡が確認された。

【災害の原因・留意事項】

墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある時は、手すりを設置する、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずること。



平成24年度請負事業等における重大災害の発生状況(概要)

平成25年3月31日現在

番号	局	署等	事業	種類	発生年月日	性別	年齢	従事作業
2	東北	山形	林道		H24.7.10	男	59	不整地運搬車運転

【災害の概要】

当日、被災者は同僚4名と7:40現場に到着、現場休憩所でミーティングを実施後、林業専用道新設工事に従事していた。

作業配置は、林業専用道起点から200m地点での掘削土積込みのためのバックホウ運転1名、不整地運搬車運転2名、起点付近での土捨て場敷ならしのためのバックホウ運転1名、誘導者1名で、被災者は不整地運搬車運転に従事していた。

16:05頃誘導者は起点から約150mの待避場所に被災者が運転する不整地運搬車を待機させ、掘削土の積込み状況を確認するため50m先の掘削箇所に向かった。

16:15頃、大きな音がしたことから同僚4名は待避場所へ向かったところ、被災者が運転していた不整地運搬車が約10m下方の沢へ転落していた。直ちに携帯電話で会社に災害発生と救急車の出動要請を連絡し、16:40頃救急車が現場に到着した。被災者がキャビンと荷台の間に挟まれた状態で救出できなかったことから、救急隊員はレスキュー隊の出動を要請した。

17:30頃レスキュー隊が到着し被災者を救出、17:40頃救急車が現地を出発、18:10頃県立新庄病院に到着し、18:35死亡が確認された。

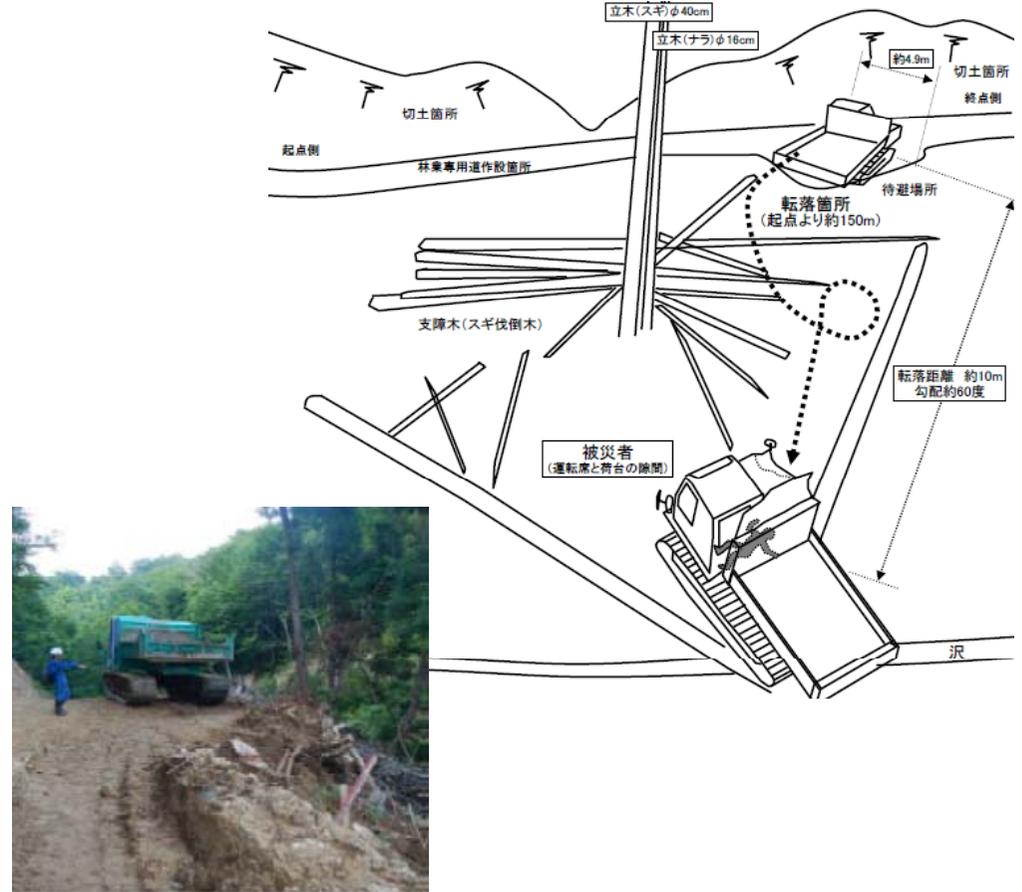
現地の状況として、すれ違う箇所が狭いこと、待機位置から2.5mバックするスペースがあったことから、被災者が不整地運搬車を待機位置から移動させようとした際に、何らかの原因により転落し受災したものと推定される。また、被災者は運転席後ろのガラスを突き破りキャビンと荷台の間に挟まれたと考えられる。

なお、①運転席上方及び前側に凹みやこすれた跡があること、②転落箇所の路肩後方にあった端材等に不整地運搬車のペンキが付着していることなどから、回転しながら転落したと推定。

【災害の原因・留意事項】

車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること。

機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に機械等を誘導させること。



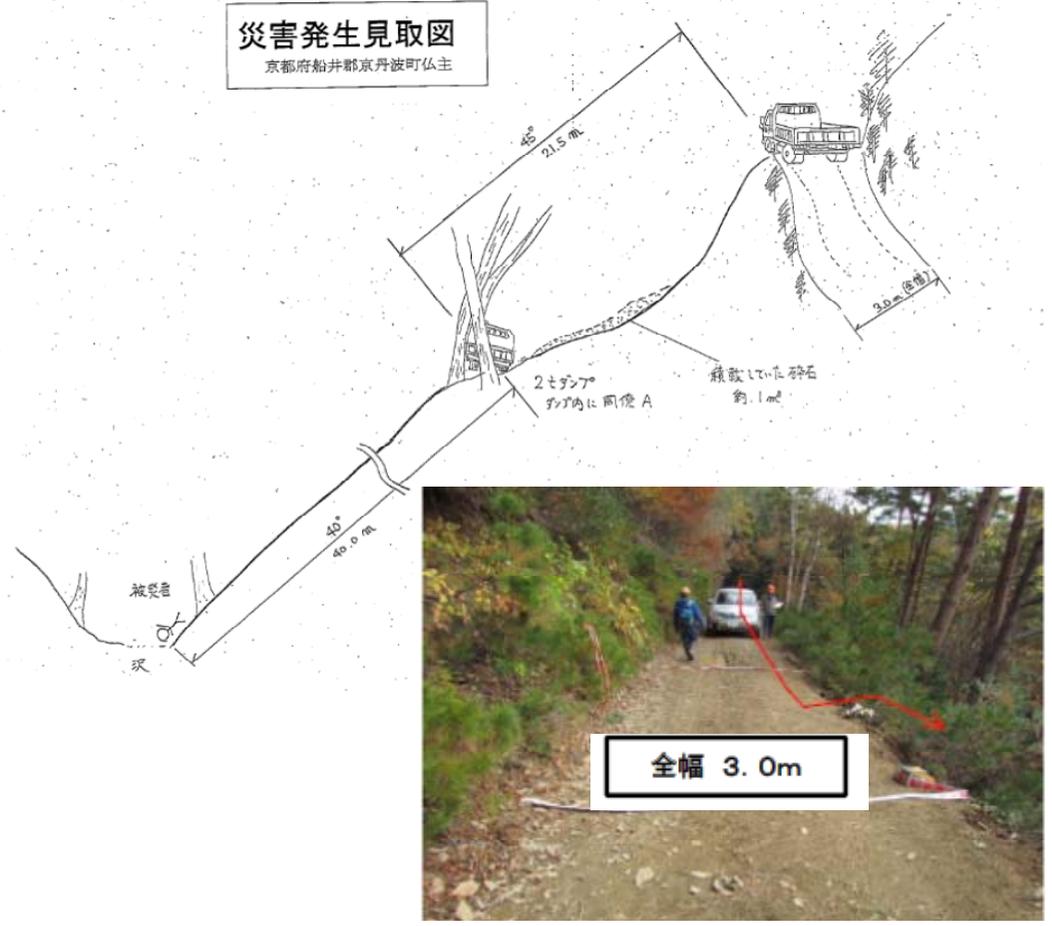
平成24年度請負事業等における重大災害の発生状況(概要)

平成25年3月31日現在

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
5	近畿 中国	京都 大阪	林道		H22.3.1	男	50	ダンプカー運転

【災害の概要】
 当日、被災者は7時15分頃会社に出勤し、同僚2名(A・B)と当日の作業ミーティングを行った後、工所用資材として使用するためダンプカー(2t車)に砕石1m³程度を積み、同僚A(現場代理人)を乗せ、7時30分頃会社を出発した。なお、同僚Bは、別の軽トラックで先に出発した。
 8時20分頃、国有林手前約1kmの民有林作業道(全幅3m程度)を走行していたところ、何らかの原因により脱輪し、ダンプカーは作業道から傾斜45°の斜面を21.5m転落し、マツ立木(胸高直径約40cm)に当たり止まったが、被災者は転落時に車外へ放り出され、更に40m転落し、岩盤に頭部を打ち付け受災した。
 同僚Aはダンプカーから脱出し、その場から被災者に声をかけたが応答がないため、携帯電話が通じる場所まで移動し、8時50分頃専務の携帯電話に災害発生の連絡を入れた。
 同僚Aは専務に連絡を入れた後、被災者救出の応援を要請するため、同僚Bがいる作業現場まで移動した。
 9時10分頃、同僚A・Bは、軽トラックで被災地に到着したが、同僚Aは右足に痛みを感じていたため、同僚Bが被災者の元へ向かい、同僚Aは救急車を誘導するため軽トラックで作業道を下った。
 9時30分頃、被災地に到着した救急隊員は、被災者の状況から緊急に救急医療が必要と判断し、ドクターヘリの出動を要請するとともに、被災者を担架に乗せ作業道まで移動した。その後到着した救急ドクターにより、10時21分に被災者の死亡が確認された。
 同僚Aは、警察及び救急隊員の事情聴取を受けた後、右足の痛みが強くなり、綾部市立病院に向かい診察を受けた結果、右足腓骨及び左第12及び右第1肋骨を骨折していることが判明し同病院に入院した。
 なお、ダンプカーが転落した原因及び状況は、特定されていない。

【災害の原因・留意事項】
 林道等を通行する際は、事前に路肩・法面等の状況を確認し、危険が予想される箇所にはトラロープ等で標示するなど、状況に応じた措置を講じること。
 また、林道等において通行の障害となる落石等は事前に除去すること。
 車両の運転に当たっては、道路状況(幅員、砂利道、凍結等)に応じた安全な走行速度や運転操作を徹底すること。
 貨物自動車を用いて作業を行うときは、作業開始前に所定の点検を行うこと。



平成25年度請負事業等における重大災害の発生状況(概要)

平成25年9月1日現在

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
外1	四国	苓北	林道	専用道 新設	H25.6.29	男	58	切土作業

【災害の概要】

被災者は、6月29日8時00分頃から、林業専用道新設工事の切土作業に従事していた。午前中、被災者はブレーカー(ベースマシンは0.8m³)による掘削後、バックホウ(バケット容量0.8m³)に乗り換え、掘削した土石を起点側へ掻き込むため、土石の整理を行っていた。現場代理人は、切土作業の進行状況を確認しつつ、被災者の運転するバックホウが転落しないよう監視・誘導を行った。

昼食後、被災者は再びブレーカーで掘削を行い、現場代理人は13時00分頃、1号残土処理場で残土の整理を実施した後、14時00分頃に再び切土作業箇所へ戻り、被災者の運転するブレーカーの監視・誘導を行った。

15時00分頃、現場代理人は被災者と翌日の作業の打ち合わせを行い、注意して作業するよう指示し、15時10分頃、切土作業箇所を離れ、そのまま16時30分頃下山した。被災者は、その後も引き続き切土作業に従事したと思われる。

6月30日8時00分頃、現場代理人は工事現場に到着し、通常所定の箇所に置いているバックホウが見当たらないため、不審に思い、前日の切土作業箇所に向かったところ、前日の切土作業箇所、下方へ転落しているバックホウを見つけ斜面を下りたところ、8時20分頃、切土作業箇所から約47m下方でエンジンがかかったままのバックホウの傍らに倒れている被災者を発見(意識なく、呼吸もしていない状態)した。

8時30分頃、現場代理人は携帯電話の通話可能な現場事務所に移動し、会社へ連絡するとともに、8時35分頃、消防署へ被災者救出を要請した。10時15分頃、救助隊員が到着し、被災者及び救出箇所の状況を確認したところ、降雨による落石の危険性があるため、人力での救助は危険であることから、10時35分頃、救助隊員は防災ヘリの出動を要請した。11時52分、現地に到着した防災ヘリが被災者をピックアップし、12時09分、仁淀川河川敷の波川公園に到着、警察車両で被災者をいの警察署へ搬送し検視を行った後、13時50分頃、被災者を高知赤十字病院へ向けて搬送した。14時20分頃、高知赤十字病院へ到着し、17時00分に医師の死体検案結果が示され、前日の18時頃に脳挫傷により死亡と診断された。

現地状況から、現場代理人が切土作業箇所から離れた後、被災者はブレーカで掘削した土石を整理するため、バックホウに乗り換え、土石の整理をしている時、切土作業箇所の仮設道の路肩が何らかの原因で崩壊(盛土開始箇所から斜距離で15.7m地点より、延長12.6mにわたり崩壊)したことにより、バックホウとともに転落、被災したものと推定される。【本件は、被災者が下請会社の事業主であるため、労働安全衛生法上の労働災害には該当しない。】

【災害の原因・留意事項】 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、事前に路肩・法面等の状況を確認し、必要な安全対策を講じること。車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に機械を誘導させること。

